

◇ 大阪市寄附者待遇規則の一部を改正する規則

- 1 市長感謝状を贈呈する寄附者の範囲を改めることにしました。
- 2 記念品の贈呈を廃止することにしました。
- 3 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 4 この規則は、令和6年10月2日から施行することにしました。

(政策企画室秘書部秘書課)